A smiling man in a blue uniform is holding a large white basket filled with various cleaning supplies. The basket contains a yellow brush, a pink bottle, a green bottle, a green hose, an orange spray bottle, and a pair of yellow gloves. The background is a bright, clean indoor space with decorative yellow and teal circles and a green city skyline at the bottom.

ビルクリーニング分野における/
特定技能制度に係る
啓発資料
(送出機関)

はじめに

深刻化する日本の人手不足を解消すべく外国人材を受入れていくことは、日本にとって大きなミッションです。2019年4月には、一定の専門性や技術がある即戦力の外国人材を受入れることを目的として新たな在留資格「特定技能」が創設され、まもなく2年が経とうとしています。

弊社では、厚生労働省委託事業として、本ガイドブックの作成を含む、制度の趣旨の周知や特定技能外国人の受け入れに関する対応策の検討等を行うための基礎資料を作成するため、「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査事業」を実施しました。このガイドブックでは、受入機関、送出機関、登録支援機関へのヒアリング調査及び計6回にわたる本事業における検討会での議論から見えてきた、特定技能制度による海外からの外国人送出業務に関係する方々に知っていただきたいポイントをまとめております。

本ガイドブックが、日本での就労を検討する際のお役に立てれば幸いです。

フォースバレー・コンシェルジュ株式会社





目次

I. 特定技能制度	4
1. 特定技能1号と2号	4
2. 特定技能と技能実習	4
3. 2国間協定	5
4. 試験情報	6
5. 特定技能1号のビルクリーニング業務の紹介	7
II. 技能実習制度との比較を通じた送出国機関における特定技能制度活用状況	7
1. 特定技能制度における送出国実績	7
2. 募集から送出国しにおける両制度での役割比較	8
3. 送出国機関の収入	10
III. 各国送出国機関による、技能実習制度及び特定技能制度に対する見解	11
1. インドネシア	11
2. ベトナム	11
3. カンボジア	12
IV. 技能実習制度及び特定技能制度における送出国機関と各機関の連携事例	12
1. 送出国機関と受入機関の連携事例	12
2. 送出国機関と監理団体(登録支援機関)の連携事例	12
V. 特定技能外国人インタビュー	13

I. 特定技能制度

1. 特定技能1号と2号

特定技能には、「特定技能1号」と「特定技能2号」があります。

日本語能力は、「国際交流基金日本語基礎テスト」または「日本語能力試験」N4レベル以上を取得する必要があります。

また、対象分野での技能試験に合格する必要があります。

ビルクリーニング分野の技能評価は、(公社)全国ビルメンテナンス協会が実施する「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」において判定されます。

なおビルクリーニング職種の技能実習2号を良好に修了した場合は、日本語試験及び技能試験のいずれも受験する必要はありませんが、他業種の技能実習修了者はビルクリーニング分野の技能評価試験に合格する必要があります。

2. 特定技能と技能実習

技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行うことを目的とするのが技能実習制度ですが、特定技能制度は一定の専門性や技術がある即戦力の外国人材を受入れることを目的としています。

技能実習(団体監理型)と特定技能(1号)の制度比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号:1年以内,技能実習2号:2年以内,技能実習3号:2年以内(合計で最長5年)	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし(介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準,日本語能力水準を試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	
監理団体	あり(非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)*	
支援機関		あり(個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野,建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて,講習を受け,及び技能等に係る業務に従事する活動(1号)技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号,3号)(非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動(専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし,実習実施者の倒産等やむを得ない場合や,2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

出所:法務省

特定技能制度が技能実習制度大きく異なるポイントは以下の通りです。

- 技能水準や日本語能力の確認が必要
- 技能実習3号移行時に付される条件等が不要で、通算5年の滞在期間
- 受け入れ人数の制限がない
- 転職が可能



3. 2国間協定

特定技能制度では、送出国と日本との間で二国間協力覚書が締結されています。二国間協力覚書がある国では、その国ごとに手続を確認する必要があります。

	技能実習年間 送り出し人数 (2019)	二国間の 協力覚書	送り出し手続 整備状況	送り出し機関必要有無 (現地人材を直接 採用可能か)	その他 特記事項
フィリピン	13,839	○	○	○	認定送り出し機関有り
カンボジア	4,216	○	○	○	認定送り出し機関有り
ネパール	190	○	○	不要	-
ミャンマー	6,460	○	○	○	認定送り出し機関有り
モンゴル	1,124	○	○	○	政府機関を通じての送り出し
スリランカ	344	○	N/A	N/A	-
インドネシア	15,746	○	○	不要	IPKOLへの登録推奨
ベトナム	91,170	○	整備中	○	認定送り出し機関有り
バングラディシュ	92	○	N/A	N/A	-
ウズベキスタン	12	○	N/A	N/A	-
パキスタン	15	○	N/A	N/A	-
タイ	4,813	○	○	不要	-
中国	34,685	N/A	N/A	N/A	-

出所：法務省よりフォースバレー・コンシェルジュ作成

各国との協定の内容や送出手続きを含む手続全体の流れは、以下の出入国管理庁のサイトから確認いただけます。

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html



4. 試験情報

日本語試験

特定技能1号に必要な日本語能力は、「国際交流基金日本語基礎テスト」または「日本語能力試験」N4レベル以上です。

2021年試験実施案内

国際交流基金日本語基礎テスト

<https://www.jpff.go.jp/jft-basic/schedule/index.html>

日本語能力試験

<https://www.jlpt.jp/guideline/testsections.html>

技能試験

ビルクリーニング分野の「技能水準」は、(公社)全国ビルメンテナンス協会が実施する「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」において判定します。

「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」の内容については、厚生労働省又は(公社)全国ビルメンテナンス協会のホームページで確認することができます。

厚生労働省

ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ(在留資格「特定技能」について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html

(公社) 全国ビルメンテナンス協会

在留資格「特定技能」について

<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>

2021年試験実施案内

2021年国内試験の予定

- 第4回国内試験: 4月～5月
- 第5回国内試験: 11月～12月

2021年海外試験の予定

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、実施環境が整った国から実施予定



5. 特定技能1号のビルクリーニング業務の紹介

特定技能1号におけるビルクリーニング分野では清掃管理業務のうち建築物内部清掃業務(床・天井・内壁・トイレ・洗面所など)が対象になっています。関連する業務内容として「客室以外のベッドメイク作業」も行うことができます。

(公社)全国ビルメンテナンス協会では、YouTube動画でビルクリーニング業を紹介しています。
<https://www.youtube.com/watch?v=XbUmdavDmwM&t=6s>

II. 技能実習制度との比較を通じた送出国関における特定技能制度活用状況

本調査ではインドネシア、ベトナム、カンボジア、合計14の送出国関に対し、現在の活動状況や特定技能制度の活用状況についてのヒアリング調査を実施しました。ヒアリング対象先はいずれも技能実習制度における送出国関実績があるため、両制度における送出国関の役割を比較しながら、特定技能制度における送出国関の役割を整理します。

1. 特定技能制度における送出国関実績

ヒアリング調査先はいずれも技能実習制度による送出国関を実施しており、その内、約半数の送出国関が特定技能制度による送出国関を実施しています。

特定技能の送出国関ルートは、技能実習帰国生が主で、海外での特定技能試験合格者(介護・農業)の送出国関があるのは、ヒアリング集計時2021年2月時点で、1送出国関のみでした。

特定技能制度による送出国関実績は下記の通りでした。

	ヒアリング送出国関数	特定技能制度による送出国関実績あり
インドネシア	7	4
ベトナム	4	2
カンボジア	3	1
合計	14	7



2. 募集から送出しにおける両制度での役割比較

ヒアリング調査では、既に多数の実績がある技能実習制度による送出しの流れと比較しつつ、特定技能制度における送出機関の役割を確認しました。

① 技能実習制度での送出し

1. SNSやチラシ等で日本就職について外国人材を募集
2. 提携日本語学校で日本語学習
3. 監理団体から技能実習生の求人情報を受領
4. 書類選考及び面接
5. 内定
6. 日本語学習および必要に応じて技能訓練
7. 送出手続きサポート
8. 送出し

技能実習制度では、送出機関は非都市部の行政機関や日本語学校、教育訓練校、またはSNSを通じ、あらかじめ外国人材を募集します。送出機関に所属するための試験に合格した外国人材は日本語教育をスタートします。

送出機関は、受入機関からの求人オーダーを監理団体経由で受領し、日本語教育をしている外国人材と企業との面接をアレンジします。

外国人材は技能実習生として採用がきまった時点で、日本に入国するまでの間、送出機関で日本語教育を受けます。（業種によっては受入機関からの依頼により、独自に技能研修を行っている送出機関もあり、ビルクリーニング分野でも見られました。）

入国の手続きが整ったら外国人材を日本に送します。募集から日本入国までにかかる期間は約6ヶ月から1年です。

② 特定技能制度による送出し

技能実習帰国生送出しルート

1. 受入機関・監理団体・登録支援機関からの特定技能外国人の求人情報を受領
2. 技能実習帰国生を紹介
3. 内定
4. 送出手続きサポート
5. 送出し

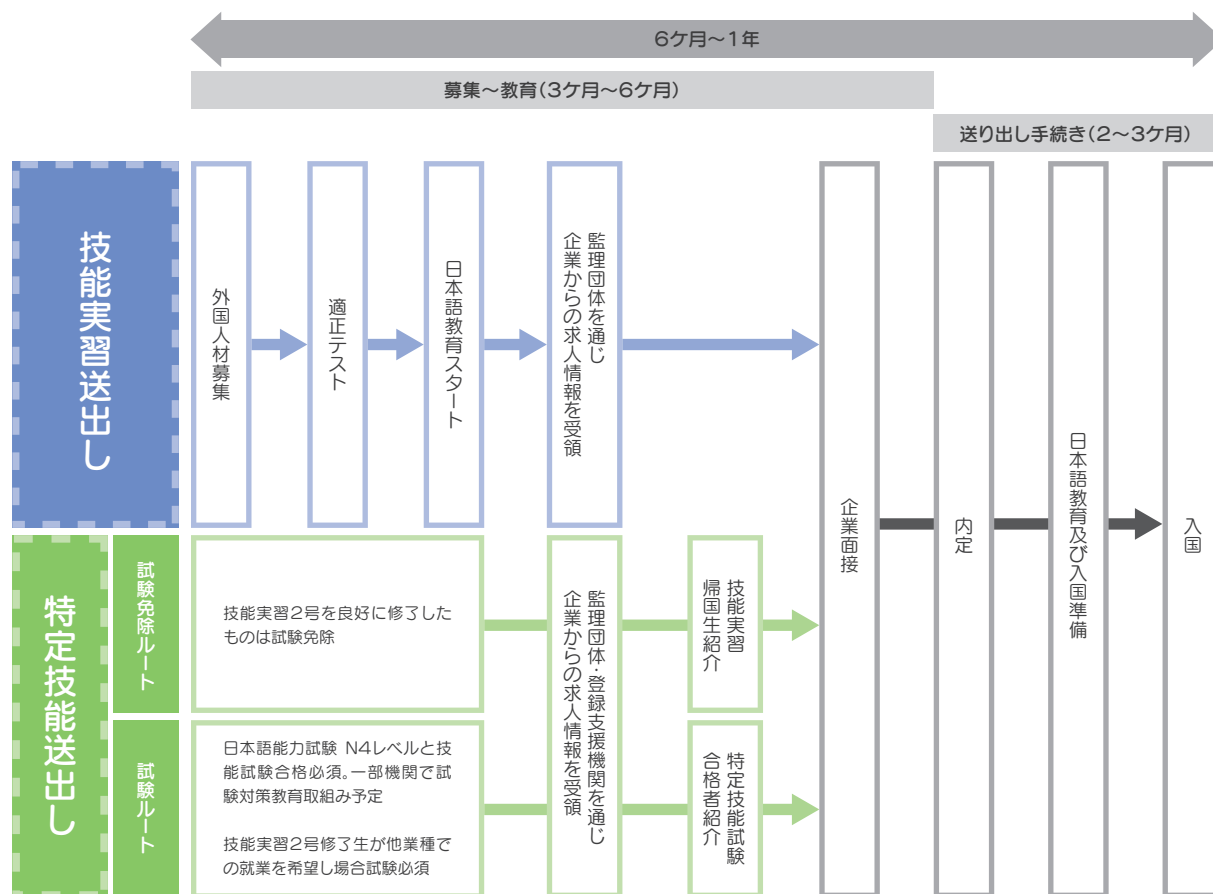
特定技能試験（日本語能力試験・技能訓練）合格者送り出しルート

1. 受入機関・監理団体・登録支援機関からの特定技能外国人の求人情報を受領
2. 特定技能試験「日本語能力試験」「技能試験」合格者を紹介
3. 内定
4. 送出手続きサポート
5. 送出し

特定技能制度による送出しでは、技能実習制度による送出しのように外国人材の募集や教育を行っている事例はほとんどなく、受入機関からや登録支援機関からの特定技能による求人情報を受領し、技能実習帰国生、または特定技能制度を活用したい海外試験合格者を日本の受入機関へ紹介するという方法により、送出しをおこなっています。



特定技能制度、技能実習制度による送出しの流れ



出所：ヒアリング調査より、フォースパレー・コンセルジュ作成

特定技能試験対策を実施する送出国機関も一部見られました。但し、日本での就労が確定していない外国人材に対し、送出国機関の費用負担で教育をすることは難しい。

また、外国人材も日本での就労が確定しない中で、時間をかけて学習することが難しく、より容易に日本で就労することのできる技能実習制度が好まれがちのことです。結果として、特定技能試験合格者の紹介が困難であるとの意見がありました。



3. 送出機関の収入

① 技能実習制度で発生する収入

- 外国人材からの手数料(内訳:日本語教育、寮、食事、在留資格申請代行)
- 監理団体からの事前教育費
- 監理団体からの監理費

多くの場合、外国人材はお金を持ち合わせていないため、借入れにより送出機関への資金を賄っており、送出機関によっては、外国人材が高利で借入れることを防ぐため、提携金融機関を紹介するケースがあります。

② 特定技能制度で発生する収入

- 外国人材からの手数料
- 受入機関からの紹介料

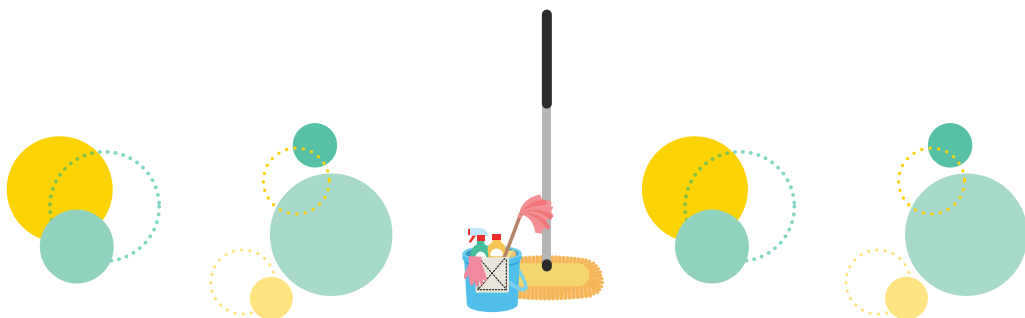
日本語教育コストや寮・食事などのサポート費用がかからないため、技能実習と比べて安く設定されています。

技能実習および特定技能制度での収入比較

単位:円

項目		インドネシア		ベトナム		カンボジア	
		技能実習制度	特定技能実習制度	技能実習制度	特定技能実習制度	技能実習制度	特定技能実習制度
外国人材から	手数料	180,000～300,000	～50,000	360,000～500,000	～50,000	350,000～440,000	～150,000
監理団体から	事前教育費 /1人あたり	10,000～50,000		15,000～30,000		15,000～30,000	
	監理費 /1人あたり	2,500～10,000		5,000～10,000		5,000～10,000	2～3,000
登録支援機関・受入機関から	紹介料		～200,000		給料1～3ヶ月分		

出所:ヒアリング調査より、フォースバレー・コンシェルジュ作成





Ⅲ. 各国送出国機関による、技能実習制度及び 特定技能制度に対する見解

ヒアリング調査によれば、各国送出国機関から見た両制度に対する見解として、特定技能制度の理解があまり進んでいないこともあり、技能実習制度による送出しを選択する傾向がありました。

1. インドネシア

① 特定技能制度についての見解

- 海外の試験回数が少ない。
- 監理費が発生しない。
- 技能実習帰国生が、特定技能の在留資格申請に必要な書類を在籍していた送出国機関からもらえない。
- 日本の受入機関と外国人材のためのスキームである「労働市場情報システム(IPKOL)」を政府が推奨していることで、送出国機関の役割が不明確になる。
- 特定技能試験に合格し、特定技能外国人として日本で働くことは、求められる役割も技能実習制度と違うので簡単ではなくハードルが高い。
- 技能実習制度とは別に特定技能制度を扱うライセンスがない。
- 特定技能試験の合格前に仮内定というやり方をベースにすることで、特定技能という在留資格を目指す外国人材が増えていくと考える。

② 技能実習制度についての見解

- 技能実習生の送出しにおける運用は経験があり、慣れている。
- 技能実習生制度では外国人材が日本滞在の間、送出国機関によるサポートが可能。

2. ベトナム

① 特定技能制度についての見解

- 海外の試験回数が少ない。
- 監理費が発生しない。
- 技能実習帰国生が少なく、送出しの外国人材が少ない。
- 紹介料相当のコンサルティング料の支払いが分割にできないため、利用者の負担が大きい。
- 日本の非都市部では監理団体が特定技能を活用していないケースがあり、在留資格変更に必要な書類が入手できない。
- 求人票で提示された給料と契約時の給料が違うケースが発生した。

② 技能実習制度についての見解

- 特定技能制度には転職のリスクがあること、また特定技能試験合格のみで求められる仕事をこなすことができるのかという声が日本の受入機関にあるため、技能実習制度を活用したい受入機関が多い。

3. カンボジア

① 特定技能制度についての見解

- 「日本語能力試験」N4レベルのハードルが高く、特定技能での就労希望者がいない。
- 日本の受入機関の就労環境の悪さから、実習生に助けを求められるケースもある中で、特定技能制度では技能実習制度のように外国人材をサポートすることができない。
- 技能実習生の母集団も少ないので帰国者も少なく、成功事例もあまりない。
- 監理費が発生しない

② 技能実習制度についての見解

- 日本で就労を希望する外国人材は、特定技能制度の「日本語能力試験」N4レベルの壁が高いと感じ、給料が安くても技能実習生を選択して働くことを選択する。

出所：ヒアリング調査より、フォースバレー・コンシェルジュ作成

IV. 技能実習制度及び特定技能制度における 送出機関と各機関の連携事例

1. 送出機関と受入機関の連携事例

- 内定者には（公社）東京ビルメンテナンス協会が作成したマニュアルを会社独自の技能研修仕様にして、出国までそのマニュアルを見て勉強してもらうよう送出機関に依頼している。
- 受入機関数社と監理団体を立ち上げ、現地の送出機関とパートナーシップを結んでいる。送出機関の現地スタッフ数名がビルクリーニングの技能を習得し、現地の送出機関および監理団体で外国人材に指導している。
- 海外特定技能試験合格者の受入れにおいて、募集はすべて自社で行っている。
- 定期的な企業訪問を通して外国人材の就労環境を確認。送出機関側の現地スタッフがケアをすることで失踪を防ぐ。

2. 送出機関と監理団体（登録支援機関）の連携事例

- 外国人材の日本語教育は送出機関が行うが、進捗状況やレベルを監理団体が把握、状況を受入機関にシェアし参画をしてもらうことで、外国人材が日本での就労に困らないようにする。
- 外国人材の受入れ後も、監理団体と連携してテレビ電話などで通訳をすることで外国人材の気持ちを汲み取り、定着につなげ、離職を防ぐ。
- 送出機関と登録支援機関で、受入機関の求人情報を迅速に把握する仕組みをつくり、受入機関の人材ニーズに即座に対応できる体制をつくっている。
- 送出機関で登録支援機関を兼ねた日本支社を持ち、受入機関にダイレクトにアプローチすることで、適切な人材を迅速に紹介することを可能にする。受入機関が登録支援機関を活用していない場合は、日本支社との契約を結ぶ。

出所：ヒアリング調査より、フォースバレー・コンシェルジュ作成





V. 特定技能外国人インタビュー

事例1：非都市部・ビルクリーニング、特定技能で働く

	名前
	名前：シーソーボン・ソムボン (ニックネームはマンさん)
国籍	タイ
年齢	年齢：32歳
日本滞在	3年10ヶ月
勤務地	株式会社シンセン 岐阜県大垣市枝郷1-2-1
技能実習生から2020年4月に特定技能へ移行	

技能実習生として来日

シーソーボン・ソムボンさんは技能実習生として、来日しました。名古屋で1ヶ月間の日本の生活研修を行ったあと、株式会社シンセン(所在地岐阜県)で働いています。2020年の4月には特定技能へ移行して、現在、日本の滞在歴は3年10ヶ月になります。

日本は安全・岐阜はいい所

技能実習生として来日する前はイスラエルで、現地の花の工場にて5年間勤務していました。その後タイに戻り、1年半ほどビルクリーニングの仕事をしたのち、来日しました。日本では他にもやってみたい仕事(建設業等)がありましたが、1年半ほどビルクリーニングの仕事を経験していたので、わかりやすいだろうと思い、ビルクリーニング業を選びました。イスラエルでの仕事は楽しかったですが、治安の問題がありました。それに比べて日本は安全です。

寒さが心配、地震も怖い

来日前は、日本での生活に関すること(食べ物や気温)や地震など母国とは違う日本の環境に不安がありました。現地の送出国では徹底して日本語を勉強しました。来日にあたっては、送出国が日本の入国手続きをしてくれたため、特に困ったことはなかったです。来日してからも日本の冬の寒さは心配でしたが、仕事の心配はありませんでした。現在の受入機関では床掃除など2~3人で現場に配属が基本で、車で現場までの移動も含めてサポートがあり、仕事で困ることはありません。

日本語の勉強はあまりしていない

今のところ日本語試験を受ける予定はありません。ビルクリーニングの技能検定には合格しています。技能検定の情報は監理団体から提供してもらい、学習動画などを使って練習しました。特定技能へ移行してから業務内容が少し広がりました。

1日のスケジュール

6:30	起床
7:30	出勤
8:00~ 17:00	勤務
17:30	帰宅後自炊(タイ料理)
23:30	就寝

ビルクリーニングの仕事を変えようとは思わない

SNSを通じた友人のつながりがあり、同じく特定技能（農業分野）で働く友人とは、日本のこと、試験のことなど情報交換をしています。お互いの仕事についても話したりしますが、ビルクリーニングの仕事を変えようと思ったことはありません。今のビルクリーニングの仕事とお給料に満足しています。日本で働くことを希望するタイの友達から相談を受けることもあります。その際、日本は給料がいいと答えています。

会社行事として美濃国分寺、伊勢神宮、彦根城、琵琶湖、草津温泉への旅行に参加しました。プライベートで京都にも旅行に行きました。次は富士山に登ってみたいです。


日本で働けるなら長く働きたいが将来はまだわからない

帰国したいとは思いますが、日本で働けるなら長く働きたい希望もあり、タイで清掃の仕事ができればとは思いますが、まだ将来のことはわかりません。





事例2：都市部・ビルクリーニング、特定技能で働く

	名前
	チャン・イッチ・ヒエップ ホアン・テ・ロン グエン・ティ・トウ・トウイ レ・ティ・スエン グエン・ティ・チャン
国籍	ベトナム
勤務地	株式会社千代田ビル管財 東京都中央区日本橋茅場町 1丁目3番7号
ルート	留学生PAから特定技能：4名 技能実習から特定技能：1名

(株)千代田ビル管財で働くヒエップさん、ロンさん、トウイさん、スエンさんは留学生から、チャンさんは技能実習生から特定技能へ移行しました。

日本以外の留学先は考えなかった

留学先としては日本以外考えず、日本語学校に留学しました。日本語学校から、ビジネス関係の専門学校に進みました(ロンさん)。

日本以外に韓国を留学先として考えましたが、日本を選んだのは弟がすでに日本に滞在していて安心だったためです(トウイさん)。

すでに日本で働いている友達との情報交換

全員が、来日前にはすでに日本で働く友人や家族から日本のこと(生活や学校の規則など)を教えてもらっていて、友人と一緒に住むことを決めており、あまり不安なことはありませんでした。現在も全員がルームシェアをして生活しています。来日後、日本語があまりしゃべれないこと、ベトナムから持ってきたお金が足りるか、交通手段などやはり慣れない生活が心配でした(トウイさん)。

ビルクリーニングの仕事はあまり難しくない

ベトナムの日本語センターで千代田ビル管財の仕事の紹介を受けており、すでに友達も働いていて(現在も一緒に働いています)、日本語があまり出来なくてもできる仕事だったことから、ビルクリーニングの仕事を選びました(ヒエップさん)。友人からビルクリーニングは、あまり日本語が出来なくてもできる、また千代田ビル管財にはベトナム人社員の通訳サポートがあると聞き、安心して仕事をすることを決めました(スエンさん)。

特定技能へ移行して勤務時間は増えてはいますが、業務内容はほぼ同じです。働く先輩として新しく入ってきた仲間に現場で教えたりすることもあるので責任感があります。ベトナムにいるたくさんの友人に特定技能制度の話はしています。まだ日本に来てはませんが、来日希望者は多いです(ロンさん)。

日本語の勉強はあまりしていないが技能試験は受ける

日本語試験を受ける予定は全員ありません。ヒエップさん、ロンさん、トウイさん、スエンさんは仕事のための技能試験を時間があれば受けたいと思っており、千代田ビル管財で長く働くことを希望しています。

ベトナムでたくさん日本語の勉強をしておいた方がいい

仕事で何かあった場合、ビルの管理人に日本語で対応しなくてはならない場合もあるので、これから特定技能を検討する人は、来日前に、できる限り日本語の勉強をしておいた方がいいです。(トウイさん)

日本の食事(ラーメンや納豆、ごはん)が合いません(ロンさん)。平日は全員が自炊してベトナム料理を作っています。ベトナムの食材を販売しているお店もあるので自炊するにはあまり困りません(ロンさん)。スエンさん以外は、みなさん1~2回はベトナムへ里帰りをしています。留学生時代、忙しくてどこかへ行く時間がなかったのですが、特定技能になって週末に時間ができたので日光に行きたいです(トウイさん)。静岡に旅行に行きました(ヒエップさん)。沖縄にいつてみたいです(スエンさん)。大阪に行ってみみたいです(チャンさん)。

